

若年性認知症ライゼの会 会則

第1条 (名称)

この会は若年性認知症ライゼの会（以下ライゼの会）と称する

第2条 (目的)

ライゼの会は、若年性認知症本人の皆さんとご家族、市民のパートナー達が集まり、本音や思いを仲間と共に語り合い、これからの人生の旅をよりよく過ごし、自分らしい生き方を創造していくことをめざします。

第3条 (会員)

- 1・第2条の目的に賛同する個人は会員になることができる。
- 2・財政的な支援を行うサポーター会員を置くことができる。

第4条 (総会)

- 1・ライゼの会は会員をもって構成する総会を設置する。
- 2・総会は毎年4月に開催し、予算及び決算の承認、事業報告及び事業計画の承認、役員改選、会則の改正など行う。

第5条 (定例会)

- 1・ライゼの会は会員並びに、この会の目的に賛同する人で構成する定例会を設置する。
- 2・定例会は総会に次ぐ決議機関とし、活動の計画や検証、会員相互の交流、情報共有の場とする。
- 3・定例会の開催は原則毎月第4日曜日と定める。

第6条 (役員及び事務局)

- 1・ライゼの会は次の役員を置く。
- 2・代表1名、副代表1名、書記1名、会計1名、会計監査1名で構成する。
- 3・事務局は代表宅に置く。

第7条 (財政)

- 1・ライゼの会の財政は、賛助金、関係機関の助成金、寄付金その他の収入を充てる。
- 2・活動日各回において、会費を100円とする。この会費の用途は活動者の保険と、当日の飲み物代に充当させる。
- 3・会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第8条 (その他)

- 1・この会則に定めてるもののほか、ライゼの会の運営に必要な事項は定例会で定める。
- 2・この会則の改正は会員が発議し、総会にて出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

付則 ①会則は平成31年2月1日から施行する